申立書類・費用一覧表(チェックリスト)

- * 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
- * 同じ書類は1通で足ります。
- * 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- * 書類のコピーを作成する場合は、「財産に関する資料のコピーの仕方について」を参考にしてください。

書 類 など の 名 称	請求先・書類番号
【申立人(この手続を申し立てる方)に関する書類】	
□ 戸籍謄本(全部事項証明書)(発行から3か月以内のもの)	本籍地の市町村役場
* 外国人の場合は住民票で足ります。	住民票は住民登録先
【本人(後見人・保佐人・補助人が必要な方)に関する書類】	
□ 戸籍謄本(全部事項証明書)(発行から3か月以内のもの)	本籍地の市町村役場
* 外国人の場合は住民票で足ります。	住民票は住民登録先
□ 住民票(世帯全部、省略のないもの)又は戸籍の附票	戸籍の附票は本籍地の市
(発行から3か月以内のもの)	町村役場
□ 登記されていないことの証明書(発行から3か月以内のもの)	盛岡地方法務局又は東京
□ 障害者手帳・療育手帳のコピー	法務局
□ 本人情報シート写し(裁判所所定の定型シートを使用)	福祉関係者(書類④-1)
* 裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)http://www.courts.go.jp/	
koukenp/でもご覧いただけます。	
□ 本人の診断書(裁判所所定の定型診断書を使用)	主治医など(書類⑤-1)
(発行から3か月以内のもの)	
* 裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)http://www.courts.go.jp/	
koukenp/でもご覧いただけます。	
【候補者(後見人・保佐人・補助人になろうとする方)に関する資料】	
□ 戸籍謄本(全部事項証明書)(発行から3か月以内のもの)	本籍地の市町村役場
* 申立人が候補者の場合は不要です。	
* 外国人の場合は住民票で足ります。	住民票は住民登録先
□ 住民票(世帯全部、省略のないもの)又は戸籍の附票	戸籍の附票は本籍地の市
(発行から3か月以内のもの)	町村役場
【本人(後見人・保佐人・補助人が必要な方)の財産に関する資料】	
① 不動産に関する資料	
□ 固定資産評価証明書(又は資産証明書)	物件所在地の市町村役場
□ (できれば)不動産登記簿謄本(登記事項証明書)	物件所在地の法務局
② 預貯金に関する資料	
□ 預貯金通帳又は預金証書のコピー	
③ 保険等に関する資料	
□ 保険証書のコピー	
④ 有価証券(株券・国債・投資信託など)に関する資料	
□ 取引残高報告書や証券等のコピー	取引先証券会社
⑤ 定期収入に関する資料	
□ 年金証書(又は年金改定通知書)のコピー	
□ 給与明細書のコピー(過去3か月分程度)	
□ 賃貸借契約書のコピー	
⑥ 負債に関する資料	
□ 借用書、ローン契約書、支払明細書のコピー	債権者

書 類 などの 名 称	請求先·書類番号
 ⑦ 遺産に関する資料 □ 被相続人(亡くなった方)に関する1ページ目の①~⑥に関する資料 □ (あれば)遺産分割協議書案のコピー ⑧ 支出内容を証明する資料 	1ページ目と同じ
□ 施設利用料又は入院費用等の領収書のコピー(過去3か月分程度)□ 健康保険税通知書(納付書)のコピー□ 介護保険料通知書(納付書)のコピー	施設、病院
□ 固定資産税通知書(納付書)のコピー □ 家賃・地代の領収書のコピー	家主など
【申立人(この手続を申し立てる方)が作成するもの】 □ 後見・保佐・補助開始等申立書 * 申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の 該当する部分の□にレ印(チェック)を付しているか確認してください。	家庭裁判所
□ 代理行為目録【保佐·補助開始申立用】	家庭裁判所
□ 同意行為目録【補助開始申立用】	家庭裁判所
□ 申立事情説明書	家庭裁判所
□ 後見人等候補者事情説明書	家庭裁判所
* 申立人と後見人等の候補者が異なる場合は、候補者に作成してもらってください。	须使纵□ □□□
□ 親族関係図	家庭裁判所
□ 財産目録・本人の収支予定表	家庭裁判所
□ 相続財産目録	家庭裁判所
* 本人を相続人とする相続財産がある場合に提出してください。	
【申立ての時に納めていただく費用】	
① 収入印紙(申立手数料)	郵便局など
□ 後見又は保佐開始の場合:800円分	
□ 保佐又は補助開始+代理権付与の場合: <u>1600円分</u>	
□ 保佐又は補助開始+同意権付与(※)の場合: <u>1600円分</u>	
□ 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与(※)の場合:2400円分	
※ 保佐開始の申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為について	
は、同意権付与の申立ての必要はありません。	
② 収入印紙(後見登記手数料)	郵便局など
□ 後見、保佐、補助共通: <u>2600円分</u>	
③ 郵便切手	郵便局など
□ 後見開始の場合: <u>4230円分</u>	
内訳: 500円×4枚、350円×1枚、100円×5枚、84円×10枚、50円×5枚、	
20円×10枚、10円×7枚、2円×10枚	
* 後見人候補者が複数の場合は、1人につき500円×2枚を追加してくだ	
さい。	
□ 保佐又は補助開始の場合: 4490円分	
内訳: 500円×4枚、350円×1枚、140円×1枚、120円×1枚、100円×5枚、84円×10枚、50円×5枚、20円×10枚、10円×7枚、2円×10枚	
* 保佐人又は補助人候補者が複数の場合は、1人につき500円×2枚を	
追加してください。	
④ 鑑定料	
□ 後見、保佐、補助共通:5万円~10万円 * 全額が確実しか第一共判所に知めていただきませので、まこかじめご準備	
* 金額が確定し次第、裁判所に納めていただきますので、あらかじめご準備 願います。なお、鑑定を実施しない場合もありますので、ご了承ください。	
<i>腕</i> V・みy。なね、塩化と天心しはV'勿口もめりまりりこ、こ 】年\た己V。	

書 類 などの名 称	請求先·書類番号
【その他】	
□ 印鑑	
* 念のため持参していただきます。認め印で結構です。	
□ コピーを作成した資料の原本	
* コピーと照合後、返還します。	
□ 親族の意見書	家庭裁判所
* 「推定相続人」に当たる親族(仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々)	
のうち、意見書の提出にご協力いただける親族の方に作成してもらってください。	
□ 申立書類・費用一覧表(チェックリスト)(= この書面)	家庭裁判所
* 申立ての準備が完了したら、このチェックリストを使って全ての書類等が揃って	
いるか点検し、このチェックリストを申立書類などといっしょに提出してください。	
* 申立ての準備が完了したら、このチェックリストを使って全ての書類等が揃って	